

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

平成 26 年 4 月 1 日 改正

高齢者を積極的に活用しようとする企業が受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している
- ☑ 環境整備計画書の計画認定を受けていること
- ☑ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に次の(1)から(4)までのいずれかの措置を実施すること
 - (1)新たな事業分野への進出等
 - (2)機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
 - (3)高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - ★(4)定年引き上げ等
- ☑ 環境整備計画書提出日から起算して 1 年前の日から支給申請日の前日までに高齡法第 8 条および第 9 条を遵守していること
- ☑ 支給申請日前日において、1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者が 1 人以上いること
- ☑ 高年齢者活用促進措置の実施に必要な許認可を受けていること

助成額

支給対象経費の **2 / 3** (大企業は **1 / 2**)
ただし、対象となる 1 年以上雇用している **60 歳以上**
の雇用保険被保険者 1 人につき **20 万円** が上限
※総額の上限は 1 0 0 0 万円

支給対象経費について

高年齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了しているものに限られます。

みなし費用制度
有り!

就業規則または労働協約により、新たに次の(a)から(c)までの措置を実施した場合は **1 0 0 万円** の費用を要したものとみなされます!

- (a) 70 歳以上への定年引き上げ
- (b) 定年の定め廃止
- (c) 65 歳以上への定年引き上げ及び希望者全員を 70 歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入

☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆